

議案第25号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成7年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成7年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町営住宅使用料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅使用料徴収条例（昭和34年三朝町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(8) 平成6年度建設 第1種町営住宅 月額 35,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。